

**「地域貢献活動団体と企業等の共創による地域課題解決支援事業 企画運営」業務
委託仕様書**

1 業務目的

地域貢献活動を担う NPO 等の活動団体（以下「活動団体」）は、持続的な活動の実施に向けて、資金、人材、ノウハウ等の面で多様な課題を抱えている。

本業務は、活動団体が抱える課題や希望する支援を企業等に発信する機会を創出するとともに、企業やその社員（以下「企業等」）による継続的な支援（資金・人材・物資等）が生まれる仕組みを構築することにより、活動団体が抱える課題の解決及び地域課題の解決を図ることを目的とする。

2 業務内容

本業務は、以下の段階的プロセスにより実施するものとする。

（1）事業全体設計およびテーマ設定

内容：企業等の関心や社会的ニーズを踏まえ、重点テーマを設定し、テーマごとにターゲットとなる企業層を整理すること。

（例）こども・教育、環境・防災、多文化共生、地域活性化など

（2）活動団体の募集・選定

内容：設定したテーマに沿った活動団体を募集・選定（5 団体程度）。

※募集は市が主体となるが、選定は受託者と協議の上決定。

※団体の課題解決意欲・企業連携意欲も評価軸とする。

（3）活動団体の課題整理および提案力強化支援

内容：活動団体に対し、企業等との協働につながるよう、課題整理、支援ニーズの把握、および提案内容のブラッシュアップを行うこと。

（4）広報・参加者募集

内容：企業等および活動団体双方に向けた効果的な広報を実施する。

（5）ピッチイベント（成果発表型）の企画・運営

時期：2027 年冬頃

場所：三宮周辺（アンカー神戸など）

内容：活動団体が企業等に対し提案を行うピッチイベントを実施する。

（6）協働創出およびマッチング促進

時期：ピッチイベント開催後～契約期間終了まで

内容：ピッチイベント後の企業等と活動団体のマッチングを促進する。

継続的な支援（寄付・プロボノ等）につながる仕組みを設計する。

（7）伴走支援および継続スキームの設計

内容：必要に応じ、マッチング後の伴走支援の仕組みを構築。

継続スキームとして中間支援組織等の関与も含めた運営体制の提案。

（8）成果整理・モデル化

内容：本事業の成果を整理・可視化。

次年度以降に活用可能な成果物を作成。

3 成果指標（KPI）

以下を踏まえ、具体的な指標を提案・設定すること。

（例）：参加企業数、参加活動団体数、マッチング件数、継続的支援意向件数など

4 業務実施にあたっての補足事項

- ・業務目的達成に資するスケジュールを提案すること。
- ・企業参加促進のための具体的手法を提案すること。
- ・企業の事業特性・組織規模・立地に応じてアプローチを工夫すること。
- ・企業募集にあたっては、ミスマッチングを防ぐため活動団体の概要などを事前に広報すること。
- ・活動団体及び企業等の参加費は徴収しないこと。
- ・アンケート等により効果検証を行うこと。
- ・必要に応じ市のネットワークを活用可。
- ・実施計画書を提出し、市と協議の上決定すること。

5 連絡調整

委託業務の実施において必要な事項については、市と対面およびオンラインでの打ち合わせを随時行うこと。その他、必要に応じて適宜電子メール等での協議を行うこと。

6 業務報告

契約期間終了後、すみやかに以下の内容を盛り込んだ業務報告書を提出すること（報告書作成費も委託費に含む）。

○実施内容及び成果

参加者データ、アンケート結果、マッチング・連携の進展状況、次年度に向けた改善提案
持続的運営に向けた具体提案

7 委託事業費（契約上限額）

金 2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

8 契約期間

契約締結日から 2027 年 3 月 31 日まで

9 その他

（1）再委託の禁止

本業務の再委託は禁止とする。

（2）著作権の帰属

本業務により作成された成果物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

（3）秘密の順守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(4) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。なお、仕様書に記載のない事項であっても、本業務の目的を達成するために合理的に必要と認められるものについては、本業務に含まれるものとする。

(5) 第三者の権利侵害

受託者は本市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。

(6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 情報セキュリティ

業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>